

平成26年3月31日

埼玉県知事 上田 清司 様

東京電力株式会社  
代表執行役社長 廣瀬 直己



「原子力損害賠償に係る公開質問について」に対するご回答について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故により、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

また、貴県におかれましては、飛散した放射性物質の影響により、日々大変なご苦勞をおかけしておりますことを重ねて心より深くお詫び申し上げます。

さて、平成26年3月10日にいただきました「原子力損害賠償に係る公開質問について」について、別添のとおりご回答申し上げます。

以上



1-(1)原子力損害賠償の基本的な考え方

①中間指針の限定的解釈について

ご質問	<p>中間指針第四次追補には「本審査会の指針において示されなかったものが直ちに賠償の対象にならないというものではない。」と記されており、御社としても、平成26年1月15日に認定された『新・総合特別事業計画』において「紛争審査会の指針に基づき速やかに賠償を行う」ことを表明しているところである。御社はこれまで『地方公共団体さまへの賠償に係るご案内』において賠償範囲を狭く限定する考えを示してきたが、第四次追補に基づき、この『ご案内』は改められるべきではないか。</p>
ご回答	<p>弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故(以下、「弊社事故」)により、大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。</p> <p>弊社は現在、原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの下で、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補」、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第三次追補」、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補」(以下、「中間指針等」)を踏まえ、賠償の取り組みを進めさせていただいているところでございます。なお、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」で示されておりますとおり、「中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないよう留意」し、弊社事故と相当因果関係が認められる損害につきましては、適切に対応させていただきます。</p> <p>今後も、被害を受けられた地方公共団体さまのご事情を個別によくお伺いし、引き続き真摯な姿勢で賠償の協議にあたらせていただきたいと考えておりますので、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p>

②政府指示等を要件とすることについて

ご質問	<p>御社は賠償の要件として政府指示等の有無をあげているが、県及び市町村等は国の出先機関ではなく当該地域の安全を確保しなくてはならない主体的立場にあり、その対応が被害の実情や背景に応じて異なるのは当然である。県及び市町村等が取るべき放射線対策は、政府指示等の有無によって一律に定められるものではない。政府指示等を賠償の要件とすることは改めるべきではないか。</p>
ご回答	<p>弊社事故における「相当因果関係の認められる損害」としては、原子力損害賠償紛争審査会が示した中間指針等を踏まえ、地方公共団体さまが実施を余儀なくされた対策等に係る必要かつ合理的な範囲の費用が該当するものと考えております。</p> <p>一方、放射性物質による汚染の危険性を懸念した取引先による取引停止等、いわゆる「風評被害」等も賠償対象とさせていただいており、また「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」で示されておりますとおり、「中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないよう留意」し、弊社事故と相当因果関係が認められる損害につきましても、埼玉県さま、埼玉県内各市町村さまにおけるそれぞれのご事情や背景等をよくお伺いし、適切に対応させていただきます。</p> <p>なお、お示しております賠償の考え方は、賠償金のお支払いの範囲となる「原子力損害」に該当するか否かという点についてであって、地方公共団体さまの主体的かつ自立的なご判断による政策の実施に関し何ら疑義を申し述べたものではございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p>

1-(2) 空間放射線量測定費用の賠償

ご質問	<p>地方公共団体が住民の不安・恐怖を緩和するために実施した空間放射線量測定について、調査目的の異なる航空機モニタリング結果や国の放射線モニタリングの見直しをもって賠償対象期間を平成23年12月31日までに限定する御社の考えは、実情や背景を無視した不誠実な対応と言わざるを得ない。実情に応じた賠償対象期間に見直すべきではないか。</p>
ご回答	<p>平成23年11月に航空機モニタリングの結果が公表されたことで、住民の不安や恐怖を緩和するための一定の情報が提供されたことに加え、平成23年12月の「放射線モニタリングの見直しについて」にて、急激な放射線量の増加が今後は想定されないことが明記されたため、それ以降の地方公共団体さまにおける検査の必要性は低くなったことを踏まえ、住民の不安や恐怖の解消のための必要かつ合理的な検査として認められる期間は、原則、平成23年12月までとさせていただきます。なお、平成24年1月以降にご負担された費用につきましては、一律的に賠償対象外とすることなく、埼玉県さま、埼玉県内各市町村さまのそれぞれのご事情を個別によくお伺いし、適切に対応させていただきます。</p>

1-(3) 学校等屋外プール水に係る検査費用の賠償

ご質問	<p>子供の安全や保護者等の不安を緩和するために行った学校屋外プール水に係る検査について、福島県内と同様の状況(校庭の空間放射線量の値が0.23 <math>\mu</math>Sv/h以上)にないと必要かつ合理的な範囲に当たらず賠償対象外とする御社の考えは、実情や背景を無視した不誠実な対応と言わざるを得ない。全県域を対象に検査費用を賠償するよう改めるべきではないか。</p>
ご回答	<p>地方公共団体さまが実施を余儀なくされた学校等屋外プール水の放射性物質検査につきましては、政府指示等の対象を踏まえ、福島県内の地方公共団体さまを原則として賠償対象とさせていただきます。</p> <p>しかしながら、福島県以外の一部地域においても、プールに使用する水道水や大気中から放射性物質が検出され検査を余儀なくされた等のご事情を伺ったことを受け、かつ子どもが選択の余地なく利用する施設であるという特殊性等を踏まえ、福島県内の地方公共団体さまと同様の状況にあったと認められる場合につきましては、ご負担になった検査に係る費用のうち必要かつ合理的な範囲を賠償対象とさせていただきます。</p> <p>なお、「福島県内の地方公共団体さまと同様の状況」につきましては、埼玉県さま、埼玉県内各市町村さまのそれぞれのご事情を個別によくお伺いし、適切に対応させていただきたいと考えております。</p>

1-(4) 学校給食等の検査費用の賠償

ご質問	<p>『平成25年5月案内』等において、学校給食等の検査費用について平成24年度までに限り事情に応じて必要かつ合理的な範囲で賠償対象とするとあるが、「事情」とは具体的に何を指すのか明らかにされたい。また、子供の安全・安心のため、県及び市町村では学校給食等の検査を現在も継続している現状であるが、対象期間を延長する考えはあるか。</p>
ご回答	<p>食品衛生法における新基準値の設定等を踏まえますと、学校給食等の検査への必要かつ合理的な賠償対象期間としましては、原則、平成23年度までと考えておりますが、国の予算措置遅れ等の外部要因により検査機器の購入が遅れた等の個別のご事情に応じて、平成24年度に限り例外的に賠償対象とさせていただきます。</p> <p>しかしながら、平成24年度末の時点で前述したような外部要因等による特殊事情は生じていないと考えていること、かつ平成24年度の「学校給食モニタリング事業」における検査結果では基準値を超過した放射性物質は検出されておらず、食品衛生法における食品検査の有効性が証明されていること、また平成25年度の検査計画に関する政府通知においては、「平成24年度の検査結果にて食品から検出される放射性物質は低下しており、出荷制限の対象となるような基準値を超過する品目は一部品目に限定されつつある」ことが証明され、一次的な検査である食品衛生法に基づく検査でさえ、検査対象の指定品目が限定的となっていること等を踏まえますと、賠償をさせていただく必要かつ合理的な期間としては平成24年度までと考えておりますので、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p>

1-(5) 人件費の賠償

<p>ご質問</p>	<p>通常時間内人件費については追加的費用が生じていないことから賠償の対象外とする御社の考えは、本来業務の縮小に伴う行政サービスの低下という県民負担を無視した議論である。事故責任を踏まえ、通常時間内人件費も賠償するよう再検討すべきである。同様に事故対応のための新設組織に係る人件費についても追加的費用が発生していないことから賠償の対象外との考えが示されているが、全庁的に見れば定数を削減した部署があるのであって、これも行政サービスの低下を招いている。事故が発生しなければ、当然、事故対応のための新設組織は必要ないことから、過度の証拠資料は求めずに速やかに賠償すべきではないか。</p>
<p>ご回答</p>	<p>賠償金のお支払い対象といたしましては、本件事故に関する法令もしくは政府による指示等、または取引先からの要請にもとづき、地方公共団体さまが負担を余儀なくされた職員対応費のうち、必要かつ合理的な範囲とさせていただきます。</p> <p>具体的には、本件事故に関する法令もしくは政府指示等、または取引先からの要請にもとづき実施を余儀なくされた業務(以下、賠償対象業務)を地方公共団体の職員さまが実施されたことにより、追加的な負担が発生し、その事実(業務の実施、損害の発生)とその関係(業務の実施により損害が発生したこと)を通常業務と切り分けてご証明いただける場合に、必要かつ合理的な範囲が賠償金のお支払い対象となると考えております。</p> <p>勤務時間内に賠償対象となる業務を行った場合の人件費につきましては、追加的な職員対応費の支出が生じていないため、賠償対象外とさせていただきたいと考えておりますが、一律的に賠償対象外とすることなく、通常時間中に賠償対象業務を行ったことにより賠償対象外業務を通常時間外に行なった場合の時間外「押し出し時間外」、および新設組織の職員さまの時間外「押し出し時間外」につきましても、具体的なご事情をお伺いしたうえで適切に対応させていただきます。また、ご用意いただく証憑につきましても、可能な限り簡素化した方法をご用意しておりますので、ご協議を継続いただきたくお願い申し上げます。</p>

1-(6) 使用料減収分の賠償

<p>ご質問</p>	<p>本県が賠償請求している使用料減収分については、民間事業者と同様の立場で行う事業の営業損害であるにも関わらず、御社が基準とする地方財政法第6条の公営企業が実施する事業にの該当しないとの理由から賠償交渉が進まない。中間指針等において水道事業など公営企業が賠償対象とされるのは、民間事業者と同様の立場で行う事業の事例に過ぎず、これを賠償の要件とする御社の考えは適切ではない。公営企業に該当しない使用料減収分について賠償に応じる考えはあるか。</p>
<p>ご回答</p>	<p>「民間事業者と同様の立場で行う事業」とは一般行政活動に係る事業以外の企業活動に係る事業(公営企業)のうち、サービス等の受益者から使用料収入等を得ていること、一事業体として他の事業と明確に区分されていること、事業に係る経費を当該事業に係る収入等で賄うものとされていることの要件をすべてみたす事業と考えております。</p> <p>このように、地方財政法第六条の公営企業のみに対象を限定することなく、前記の要件をみたす場合には、「民間事業者と同様の立場で行う事業」として賠償の対象と考えておりますので、現在お願いをしております予決算に係る資料等を確認させていただいたうえで、民間事業者さまとの同等性および減収額の確認のうえ、賠償対象とさせていただけるか検討させていただきます。</p> <p>埼玉県さまからのご請求につきましては、引き続き具体的なご事情を詳細に確認させていただき、適切に対応させていただきたいと考えておりますので、ご協議を継続いただきたくお願い申し上げます。</p>

1-(7)河川敷等の刈草の処分費用の賠償

ご質問	河川敷等の刈草については、『高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用・生産・流通の自粛について』(関東農政局消費・安全部長、生産経営流通部長 平成23年7月26日)により、堆肥化から焼却に処分方法を変更している。処分の変更によって発生した追加費用は、賠償対象を政府指示等によるものと限る御社の基準に従うとしても賠償対象になると考えるがいかがか。
ご回答	堆肥等に係る政府指示等にもとづき、検査や保管・処分等の追加的な負担を余儀なくされた費用のうち、必要かつ合理的な範囲は、賠償の対象となると考えております。 刈草の処分費用につきましては、埼玉県さまと協議を重ねてまいりました結果、賠償対象となる費用があることを確認しておりますので、お願いしております必要証憑等を確認させていただいたうえで、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきたいと考えております。

1-(8)放射性物質検査のための施設改修費用の賠償

ご質問	土壤中の放射性物質等を検査するために、ゲルマニウム半導体検出器を国費負担で設置したが、その際に必要となった検査室の改修については県費負担で実施した。御社は恒久的に使用できる建物改修費用は県資産の取得に当たり負担を余儀なくされた費用でないとの理由から賠償に応じないが、再検討する考えはあるか。
ご回答	施設・設備等の新設・改修費用につきましては、資産価値の取得にあたり、損害の発生が認められないため、原則、賠償対象外とさせていただいております。何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

1-(9)除染費用の賠償

ご質問	放射性物質汚染対処特別措置法第36条で規定する汚染状況重点調査地域における除染実施計画に基づかない局所染箇所を除染費用について、賠償に応じようとする理由を明らかにされたい。
ご回答	弊社事故に由来する放射性物質の除染につきましては、基本的には放射性物質汚染対処特措法(以下、「特措法」)にもとづき進められると考えており、それらに係る費用は同法にもとづき国の財政上の措置が講じられるものと認識しております。 特措法に該当しない除染費用につきましては、中間指針や中間指針第二次追補などを踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えており、引き続き検討を進めてまいります。 なお、平成26年1月15日に認定を受けた新・総合特別事業計画にも記載させていただきましたように、その賠償可否を含め早急に賠償基準を検討・策定し、早期にお示しができるよう、様々なご事情等を踏まえて検討を進めてまいりたいと考えております。

1-(10)乳児向けペットボトル水購入費用の賠償

ご質問	<p>【乳児向けペットボトル水購入費用の賠償】  水道水からの放射性物質検出に起因して購入した乳児向けペットボトル水について、御社では実際に摂取制限となった水道事業者のみを賠償の対象としている。これは、放射性物質が放出され続け、摂取制限値を超過する放射性物質がいつ検出されるかわからず、ペットボトル水の需要が逼迫していた平成23年3～4月当時の状況を見逃している。賠償基準を改める考えはあるか。</p>
ご回答	<p>弊社事故により地方公共団体さまに生じた損害につきましては、法令・政府指示等にもとづき負担を余儀なくされた費用のうち、必要かつ合理的な範囲を賠償対象とさせていただきます。</p> <p>ペットボトル水購入費用の賠償につきましても、本件事故により水道水の摂取制限に係る政府指示等の対象となった地方公共団体さまにおいて、摂取制限の指示に伴い負担を余儀なくされた追加的費用が発生し、その事実と支出等をご確認いただき、必要かつ合理的な範囲が賠償対象になると考えております。何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。</p>

1-(11)浄水場での活性炭投入費用の賠償

ご質問	<p>【浄水場での活性炭投入費用の賠償】  水道水の安全性確保、水道利用者の不安解消のために使用した活性炭の投入費用について、平成23年6月30日までに限定する御社の考えは、実情や背景を見逃した不誠実な対応と言わざるを得ない。実情に応じた賠償対象期間に見直す考えはあるか。</p>
ご回答	<p>地方公共団体さまが負担された活性炭投入による放射性物質の低減対策に係る費用につきましては、平成23年3月19日付け文書厚生労働省発信文書「福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う対応について」にて、指標値に近い値が検出された場合の放射性物質の低減対策のひとつとして記載されていることも踏まえ、個別にご事情をお伺いしたうえで、必要かつ合理的な範囲で賠償金をお支払いさせていただいております。</p> <p>しかしながら、水道水における放射性物質対策検討会が平成23年6月に公表した「水道水における放射性物質対策中間とりまとめ」において、「今日の状況であれば活性炭の注入は不要」との見識が示されていることから、平成23年7月以降の活性炭投入に係る費用に関しましては、賠償対象外とさせていただきます。</p> <p>何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p>

1-(12)下水道事業費用の賠償

ご質問	<p>副次産物の保管・処分に係る追加的費用として、下水道事業を実施する際に生じた、混合設備の概略設計業務委託料及び副次産物保管作業時に使用する集塵機のリース代について、「建設に至っていない」「資産に当たる」などとして賠償に応じようとする御社の姿勢は極めて遺憾である。改めて賠償に応じない理由を文書で回答して頂きたい。</p>
ご回答	<p>地方公共団体さまが上下水道事業において、本件事故に起因した特措法・政府指示等または取引先からの要請にもとづき負担を余儀なくされた費用のうち、必要かつ合理的な範囲を賠償対象とさせていただきます。</p> <p>埼玉県さまがご負担されました概略設計委託費用につきましては、概略設計を実施された経緯や当初計画を断念されたご事情等を再度お伺いさせていただきたいと考えており、集塵機のリース代につきましても、導入に至った経過等のご事情をお伺いさせていただきたいと考えております。つきましては、引き続き、必要証憑等のご準備をよろしくお願い申し上げます。</p>